

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 嶋 幸一

1 日時

令和6年6月25日（火） 午後1時01分から
午後2時47分まで

2 場所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、阿部長夫、岡野涼子、麻生栄作、福崎智幸、守永信幸、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 渡辺淳一、企画振興部長 若林拓 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）第65号議案のうち本委員会関係部分、第66号議案、第67号議案、第68号議案及び第69号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
第1号報告については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- （2）県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- （3）新たな大分県行財政改革計画の素案について及び大分空港海上アクセスの整備について執行部から報告を受けた。
- （4）閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- （5）県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	秋本昇二郎
政策調査課調査広報班	主任	江川亜美

総務企画委員会次第

日時：令和6年6月25日（火）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13：00～13：40

(1) 県内所管事務調査のまとめ

①地域活力づくり総合補助金について

(2) 諸般の報告

①大分空港海上アクセスの整備について

(3) その他

3 総務部関係

13：40～15：00

(1) 付託案件の審査

第 65号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

第 66号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（土木建築委員会へ合い議）

第 67号議案 大分県税条例等の一部改正について

第 68号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第 69号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について
（福祉保健生活環境委員会へ合い議）

第 1号報告 大分県税条例等の一部改正について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

(3) 諸般の報告

①新たな大分県行財政改革計画の素案について

(4) その他

4 協議事項

15：00～15：10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

また、本日は委員外議員として木田議員に出席いただいています。ありがとうございます。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件、報告1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

なお、企画振興部は今回議案の審査がありません。まず、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

若林企画振興部長 嶋委員長をはじめ、委員各位には平素よりお世話になり、ありがとうございます。

委員長から御発言があったように、企画振興部は本日、議案がありません。5月8日から6月5日にかけて実施いただいた県内所管事務調査でのお礼をまず述べたいと思います。

調査の中で地域活力づくり総合補助金等で支援した団体や施設のほか、ホーバーターミナルおおいたやスパークルおおいたを調査いただいたと報告を受けています。誠に、ありがとうございました。

いただいた御意見を今後の施策にいかしていきたいと考えています。それでは補足的に、地域活力づくり総合補助金について担当課長から説明します。

工藤おおいた創生推進課長 委員の皆様には、本年度の県内所管事務調査において当部の所管事務に対し、貴重な御意見や御指導を賜り、誠にありがとうございました。

本日は、地域活力づくり総合補助金について説明します。お手元の総務企画委員会資料2ページをお開きください。

この補助制度は、資料にあるとおり三つの枠

で構成しています。昨年度は、全部で107件1億9,411万9千円を補助しました。

まず左のチャレンジ支援枠は、地域資源等を活用した活力づくりのため、本格的な事業実施前の調査研究や試行等を支援するもので、補助率は4分の3以内で限度額が200万円です。昨年度は、今回調査いただいた大分市のさのせきのささえなど6件687万1千円を補助しています。

真ん中の地域創生枠は、地域の様々な主体が行う地域創生に資する地域の活力づくりに向けた取組を支援するものです。補助率は2分の1以内ですが、市町村が実施主体の場合は3分の1で限度額は3千万円です。昨年度は、調査いただいた竹田市の商工会議所青年部や日田市の&TENRYO（アンドてんりょう）実行委員会など、94件1億6,636万4千円を補助しました。

右の空き家ビジネス活用支援枠は令和4年度に創設したもので、空き家を活用した地域活性化につながるビジネスについて、補助率をかさ上げして支援しています。ただし、空き家の対象は市町村が設けている空き家バンクの登録物件等を対象としています。補助率は3分の2以内で限度額は300万円です。昨年度は7件2,088万4千円補助しました。

続いて、今回の調査で指摘をいただいた2点について説明します。次の3ページをお開きください。

一つ目は、採択件数の振興局間のばらつきです。直近5か年の累計実績では、最多の中部振興局が133件に対し、最少の豊肥振興局が63件となっています。当課では年4回、地域創生部長等を対象に定期的な会議を開催しており、その都度振興局ごとの執行状況を共有しています。豊肥振興局とは問題意識を共有しており、案件の掘り起こし等、取組を強化していきます。

二つ目は、枠のばらつきです。この制度は地域創生枠をメインに捉えており、枠のばらつき

よりも全体としての件数を重要視しています。直近5か年の累計実績では607件、約15億円となっています。その下には参考までに、支援枠の変遷を記載しています。特枠については、ラグビーワールドカップ大分開催のための国際ブランド地域創出枠や新型コロナウイルス感染症対応緊急支援枠、廃校を活用した地域活動拠点創出枠など、社会経済の状況に応じた支援枠を展開してきたところです。

最後に、この補助制度の特徴の一つとして、補助金の採択については、より地域に精通した振興局長に権限を委ねています。振興局職員が管内をくまなく回り、案件の掘り起こしなどを行うとともに、様々な事業主体が行う取組に対して、スピーディな後押しをしています。人口減少が進む中、地域の活力づくりがこれまで以上に重要になっていると認識しており、今後ともこの補助制度が積極的に活用されるよう、市町村ともしっかり連携しながら、取り組んでいきます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

守永委員 今、地域活力づくり総合補助金について説明がありましたが、地域間のばらつきの件です。さきほど言われたように、中部振興局が多くて豊肥振興局が少ないとのことですが、何か特徴的なことがあるのか。なかなか出づらいついとか、よく計画の立案があるとか、それぞれの振興局で何か気付いた点があれば教えていただきたいと思います。

工藤おおいた創生推進課長 この5か年の累計を見て、やはり振興局ごとのばらつきを感じますが、何が原因かは正直なところ我々も分析できていません。ただ、豊肥振興局が少ないことは振興局自体もやはり問題を感じているので、今年度以降、取組を強化すると伺っています。

やはり予算は使って何ぼですから、しっかりとこれまで以上に案件の掘り起こしなどを強化していきたいと思っています。

守永委員 地域に人が残っているか、若者がいるかといったことが、きっかけの一つになるの

ではないかと思います。その状況が全体としてはどういう傾向にあるか分かるけれども、個別の傾向がなかなか捉えづらい部分もあるから、そういった観点で、もし気付いた点があれば。また、そのためにはどういう環境をつくっていけば、この事業をやってみようという地域が増えていくのか、増えづらいところも見えてくるかだと思います。気付いた点があれば、また教えてください。ありがとうございました。

嶋委員長 総合補助金制度の認知度が各地域において差があるのではないかと思います。いかがですか。

工藤おおいた創生推進課長 そうですね。ただ、振興局には地域創生部があって、彼らの一番の武器は、やはりこの補助金だと思っています。振興局によっては、職員をそれぞれ市町村に張り付けて、担当制にしてやっているの、その周知はしっかりできていると。

守永委員もおっしゃいましたが、やはりコロナ禍で補助事業をやってみようという方の元気が、少しなくなっていたのではないかなど。コロナ禍も落ち着いたので、今年度以降は、またしっかりと地域振興、地域活力づくりができるような事業を展開していきたいと思っています。

嶋委員長 認知度を高めていくことも大事なので、そこら辺もしっかりやってほしいと思います。ほかにありませんか。

岡野委員 こちらの空き家ビジネス活用支援枠についてお聞きしますが、令和4年度から始まって、まだまだこれからだと。実はちょっと聞いたのが、補助対象事業の内容で耐震化をきちんとしていくことに使えるのか。やはり空き家だと、どうしても建物自体が古い中での改修になるので、そこに使えるかが一つのポイントになってくるのだと思います。その辺はいかがでしょうか。

工藤おおいた創生推進課長 委員御指摘のとおり、能登半島地震があって、土木建築部に聞くと昭和56年以前に建てられた建物は、やはり耐震化をした方がいいとのことでした。もちろん耐震化の補助もできますが、限度額が300万円なので、ちょっとこれは来年度に向けて耐

震化を条件付けるとか、義務付けるようなやり方もあると思うので、委員御指摘の耐震化については少し研究したいと思っています。

岡野委員 実はちょっと身近な案件で、日田市内で活用するときに、すぐにビジネスを始めたかったけれども、そこで許可が下りなくて始められなかったという話を聞いています。その制度設計をしっかりと、事業をしたい方がなるべくスムーズに始められるようにしていただきたいと思います。

麻生委員 今回の県内所管事務調査で県下全域を回ってみて、改めて人口減少と過疎の深刻さを痛感したところです。

その中で、2ページと3ページに地域活力づくり総合補助金の使い道などについて分類をしていただいた。これは非常に分かりやすいと思いましたが、この中で結果として関係人口が総合補助金を使ってどのように増えたかというデータがあるといいなと感じました。都市と農村のつなぎ役をどのような形で育成していくかが一番のポイントだと思うので、その関係人口の動向について、今日ここで質疑してもすぐ出てくるわけではないのかもしれませんが、是非分析してほしいと思います。

それから各振興局に行って、その担い手となり得る人たちの起業、継業、多業がポイントだと言いました。例えば、地域おこし協力隊員といった方々が任期を終えて移住し、そこに定住しながら新規で起業をすると。例えば農家民泊、あるいはいろんなことにチャレンジする起業をどれぐらいやっているのか。

あるいは継業です。竹田市では最近、菓子店とか、いろんな部分で後継者がいなくて閉業となるものがたくさんあるわけですが、これを見ると、やっぱり豊肥地区は少ないねと。もっと活用して、マッチングができなかったのかなという案件も見受けられました。

もう一つの多業というのは、特定地域づくり事業協同組合などが大分県は非常に遅れているわけです。季節によっていろんな仕事をやって、その地域の中で、多業によって担い手を確保していく視点がやっぱり足りないなど。ここは痛

感したので、その地域にあった多角的な仕事の在り方、働き方改革を含めて、働き方も多様であっていいわけで、その多様な視点がやっぱり本県は足りないことを指摘したいと思います。

そういった意味で、総合補助金のチャレンジ支援枠、地域創生枠が現状としてあるわけだけれども、今後、そういった視点からも新たな支援制度、総合補助金の活用という部分も研究していく必要があると思います。ただいま申したような視点から再度検証して、少し分かりやすい形で、こういう成果も出ているという部分、成功事例を点から面に広げて、横展開できるような形に工夫していけばいいと痛感したので、その点について何かコメントがあれば一言いただければ幸いです。

工藤おおいた創生推進課長 この地域活力づくり総合補助金は、歴史のある補助制度です。ただし、委員が御指摘したように時代も変わっているので、都度必要な見直しを行って、とにかく使っていただけるよう、そういう使い勝手のいい補助金を目指して、絶えず検証していきたいと思っています。

麻生委員 竹田市の菓子店、はら太餅とか僕はファンですけど、ああいったのをなくさないように。食べ物の恨みは怖いので、是非頑張ってくださいと思います。

阿部副委員長 1点、ちょっと具体例を交えながら質疑しますが、杵築市に何箇所か公衆トイレがあります。そのトイレが古いし、ちょっと暗くて、きれいではないので、これを前から改修するように地域からもいろいろとお願いが上がっていますが、なかなかこれが進まない。

DESTINATIONキャンペーンで、おもてなしトイレの調査があると。ところが、この調査は商工観光課には来たけれども、これは縦割り行政の悪いところで、御承知かもしれませんが、各市町村のトイレの管理はそれぞれの課で持っているんですね。場所ごとに文化・スポーツ振興課は体育館の近くとか、競技場の近くとか。街の中でも建設課が持っていたり、商工観光課が持っていたりする。調査依頼は商工観光課だけに来て、商工観光課の所管するトイレは

該当しないので、おもてなしトイレの補助金はいりませんと断つたらしいです。それをこういうおもてなしトイレの有利な補助金があるので、これを使ってやったらどうかと言ったら、もう締め切られている。この地域創生枠を使ってやったらどうかと言ったら、なかなか進みません。これをよく見たら、市町村が主体の場合は30%で、民間なら50%です。そこら辺はどうしてなのかと思うけど、どうですか。

工藤おおいた創生推進課長 地域創生枠については、市町村が実施主体のときは3分の1というルールになっています。なぜこうなっているか私も承知していないんですけども、市町村には応分の負担をいただく趣旨があるのではないかと思っています。

阿部副委員長 男女別で車椅子が入るトイレを造ると1,500万円を超えるんですよ。そこで、補助が半分でもあれば市町村も取り組みやすいけど、30%だったらどうかと思います。そこら辺は広げる予定はないですか。

工藤おおいた創生推進課長 このルールそのものは大きく変えてきていませんので、ちょっとどこまで踏み込めるのか、検討はしたいと思うのですけれども。（「検討してください」と言う者あり）はい、検討はします。

佐藤委員 同じく総合補助金の関係ですが、今副委員長がおっしゃったように、市町村が主体のときに補助率が低いのは、ずっと気になっているところではあるけれども、市町村にとっては使い勝手のいい補助金であると。一番先にメニューが頭に浮かぶし、ほかにないときには、しょうがなくという言い方は悪いけど、最後に頼っていくのが大体の考え方だと思います。

今回、空き家ビジネスの関係で、さきほど岡野委員がちょっとおっしゃったけれども、県北地域においては、やはりいろいろ人手不足の関係もあったり、外国人の関係があったりで、いろんな協同組合とか各種団体が空き家を使おうとした経過があると思います。

実際に、今使っているところも結構あって、実績も上がっているとは思いますが、もう少し伸びなかったのは、やはり300万円という限

度額がちょっと小さい。個人とする、通常の空き家で考えるビジネス展開であれば、これで大方いけるだろうと思うのですが、協同組合とか団体とかでやる場合には、もう少し大きな規模の空き家、若しくは空き家の概念が少し違うのかもしれないけど、事務所跡や何かの施設の跡を少し改造して人が住んだり、他の用途で使ったりして、活用しようとする考えがあったと聞いています。

この辺は、やはり実態を少し見てもらいながら、そういう要件の面に関しては少し融通を持っていただければありがたいと思っているので、今後とも検討をお願いしたいと思います。

福崎委員 私も地域活力づくり総合補助金についてなんですけど、チャレンジ支援枠と空き家ビジネス活用支援枠は事業主体が個人、団体、法人と。地域創生枠はそれに市町村が入っているということです。個人や団体、法人のいずれも自己資金を調達するのが今、大変厳しい状況ではないかと思うんですね。例えば、空き家ビジネス活用支援枠でも300万円で3分の2とありますが、最大で使ったら450万円で300万円の補助。150万円を自己資金で調達しないといけないんですよ。この自己資金調達のために、県の支援みたいなものがあるんですかね。

はっきり言えば総合補助金だけではなくて、まず自己資金を調達しないと事業ができないところもあるので、そういう計画段階における資金繰りの手伝いや支援をしっかりとすると、このチャレンジ支援枠や空き家ビジネス活用支援枠も、もっと件数が伸びていくと思うんですよ。地域創生枠は市町村がかなり入って取り組んでいる部分が多いから、これだけ件数が出ていると感じるので、そこら辺はどうなのでしょう。

工藤おおいた創生推進課長 確かに、空き家ビジネス活用支援枠は限度額が300万円で、本当に小さな空き家で小さなビジネスをするときに、これは使えるんですけども、本腰を入れて、ちょっと大きなビジネスになると限度額300万円ですから使いにくい。実際のところは、地域創生枠で空き家ビジネスをやっている例もあります。そこは使われる方がどの枠がいいの

か、振興局が相談に乗って支援をしています。

福崎委員 金融機関などうまく連携しながら、自己資金の支援とか計画とか、そういうところをおおいた創生推進課も振興局と一緒にバックアップしていくといいのかなど。銀行も返せるところしか貸さないところがあって、なかなか相談しづらい雰囲気もあると聞くので、そこら辺、県がしっかり後ろ盾をしてあげると借りる方も貸す方もいいのかなと思うので、よろしくをお願いします。

阿部副委員長 最後に聞きたいのですが、それぞれ三つの枠があって、その予算が当然あるけれども、予算に対する利用率というか、そこら辺はどうなっているのかな。それぞれに対して予算残があるとか、あるいは足りないぐらい利用者が多いとか、それで充足しているとか、そういうのは統計としてきちんと残していますか。

工藤おおいた創生推進課長 この地域活力づくり総合補助金は、毎年度5億円の予算をいただいている、枠ごとの予算はないです。要はこの三つの枠で5億円です。

阿部副委員長 それでは、全体で足りないのですか、残っていますか。

工藤おおいた創生推進課長 残っています。

資料3ページ目にあるんですけども、この5年で約15億円。ということは、年に直すと3億円ぐらいなので、予算5億円に対して、そういう状況です。

阿部副委員長 ということは、もう少し枠を広げるとか、利用しやすいようにするとか、せっかくある予算ですから、そこら辺はしっかり考えてもらいたいと思います。

工藤おおいた創生推進課長 使っていただいて何ぼの補助金ですけども、こういうことを言うのはあれですけど、旧野津高校の補助金は事業継続されずに返還命令になったりして、なかなか……（「審査は必要だよ」と言う者あり）ちょっと難しいので。（「審査が必要だけど、それはある程度ね」と言う者あり）使い勝手がいいように、検証を絶えずやっています。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員、何かありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないので、これで県内調査のまとめを終わります。

次に執行部から報告の申出があるので、これを許します。①の説明をお願いします。

幸野交通政策企画課長 資料4ページを御覧いただきたいと思います。

大分空港海上アクセスの整備について報告します。まず、空港側S字航走路の訓練開始について説明します。

運航事業者は本年2月よりホーバークラフトの操船訓練を再開して、これまで海上訓練や西大分側と空港側の斜路において乗降訓練を実施してきました。今後は、いよいよ空港側S字航走路の訓練を集中的に実施していくこととしており、運航事業者が安全に訓練を進めるために図の中で赤く表示した船体と接触する可能性がある4か所に、クッション材を設置することとしました。中段右の欄のとおり、クッション材には1個が2トンある土のうを使用することとし、合計300個の設置を左に書いてあるスケジュールのとおり先週の18日に完了して、20日からS字航走路の訓練を開始しています。今後、S字航走路訓練を中心に航路全体の操船訓練を実施する方針であり、利用者の安全確保に向けて、さらに習熟度を高めていくとのこととです。

次の5ページを御覧ください。

ホーバーターミナルおおいたのテナント募集について説明します。西大分側ターミナルには、ターミナル利用者の利便性向上や西大分地区の賑わいを創出するため、中段右の図にあるように物販とカフェのスペースを設けています。

その左側ですが、カフェについてはカフェスペースとキッチンを合わせて121平方メートルで、ホーバークラフト利用者だけでなく地域住民や観光客も気軽に訪れることができるようなカフェを想定しています。年間使用料は15万1,250円です。

その下の物販についてですが、物販スペースとバックヤードを合わせた76平方メートルで、

軽食や飲料、県の特産品、ホーバー関連のグッズなどの販売店を想定しています。年間使用料は96万7,250円です。

下段のスケジュールを御覧ください。今月の10日にプロポーザル方式による公募を開始して、来月7月16日を応募期限としています。その後8月2日に企画提案を審査して、8月上旬には入居者を決定し、出店準備を進める予定です。本年秋のホーバークラフト就航に向けては、引き続き利用者の安全確保を第一に考え、訓練などの準備を進めるとともに、ターミナルやホーバークラフトに親しみを持ち、利用していただけるよう努めていきたいと考えています。

嶋委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

麻生委員 テナント募集については分かりました。駐車場も完成しているわけですが、夏休みとかに駐車場も開放して、お金を取って収益を上げるのも一つ重要なことではないかと思いますが、その辺はどうなりますか。

幸野交通政策企画課長 駐車場の利用に関しては、供用開始と同時にしようと思っておりますが、委員御提案の件については、少し運航事業者とも検討してみたいと思います。ありがとうございます。

麻生委員 大分市の花火大会もあるでしょうし、別府市の花火とかがあつて、あそこは結構隠れたスポットになりそうなので、せっかくだから駐車場料金、収入を上げて稼ぐ意識をしっかり持ってやってほしいと思います。

嶋委員長 テナント募集です。公募が始まって2週間ですが、どんな状況ですか。

幸野交通政策企画課長 数社からのお問合せをカフェも物販も両方いただいでいて、これからはなりますが、しっかりと説明もしながら公募していきたいと思っています。

嶋委員長 分かりました。ほかにありませんか。

守永委員 海上アクセスの部分については、空港側の準備も含めて今回していただいたんですけども、やっと終点までホーバーが行き来できるようになったということですが、訓練の状況は事業主体が一定程度責任を持ってやられて

いるけれども、空港側の進入路の訓練具合というか、安全性の向上という点では、今どういった状況なのでしょう。

幸野交通政策企画課長 S字航走路訓練が始まって数日が経ちます。運航事業者からは、旧ホーバーフェリーが運航していた頃から接触の可能性があると思われるところを中心に土のうを置き、旧ホーバーフェリーの船長をされていた方が一度試走し、微調整をして今の土のう設置箇所となりました。その後の操船に関しては、慎重を期して訓練をしていますが、特段に問題はないと伺っています。

このまま航走路の訓練を毎日大体6時間ぐらい、秋の就航に向けては60時間程度進めていくと伺っているので、安全第一を念頭に、引き続き訓練に励んでいただきたいと考えています。

守永委員 ありがとうございます。

いずれにしても、西大分を出発して空港に到着し、乗客が降りてしまうまでの時間の設定があるでしょうから、それをできるだけ短くすれば利便性は増すけれども、安全性の観点からしっかりと訓練の段階で安全に運航できるように指導をお願いしたいと思います。よろしく願います。

嶋委員長 土のうを設置して、これからしっかりと訓練を実施するということですが、運航を開始した後も土のうは設置したままですかね。

幸野交通政策企画課長 運航開始後も土のうはそのまま、乗客の安全に配慮することになっています。

嶋委員長 土のうは、いつまでも設置できるものなんですか。

幸野交通政策企画課長 運航事業者によると、かなり耐久力があるものだと聞いています。事業自体は20年間継続する予定で今進めているので、その途中のどこかで土のうを再整備する必要があるかもしれませんが、当面は耐久力のあるものだと伺っています。

嶋委員長 そうですか。土のうより何かもっと立派なクッション材みたいなものはないんですか。

幸野交通政策企画課長 運航事業者で、資材を調達する業者と色々なクッション材を見たよ

うですが、ホーバーの重量を支え、かつ傷つけることがなく、安定的に耐久力のあるものは、やはり砂を入れた土のうが一番よかったと伺っています。

嶋委員長 そうですか。よく分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員、何かありませんか。

木田委員外議員 ありがとうございます。

テナントの公募が始まっているので一応確認ですが、参加資格で本社を大分県内に置く者といった条件は付けているのかどうか。

幸野交通政策企画課長 すみません、ちょっと詳細には把握はしていないんですけども（「えっ」と言う者あり）フランチャイズも今回対象にすることにしています。

木田委員外議員 そうですか。ちょっとそこが気になって、これはやっぱり観光客やビジネス客を含めて、大分を感じてもらう場所になると思うので、他県が本社のものとイメージされるような施設になると、どうかという気がします。是非大分の事業者に頑張ってもらって、よく大分県は宣伝が下手とか言われたりしますが、しっかり地元の業者がここで情報発信できて、大分県産品をPRできる、そういう場にしたいと思っています。是非その辺は審査の中で取り扱っていただきたいと思いますが。

幸野交通政策企画課長 木田議員、ありがとうございます。募集要綱上で本社の縛りは特段付けていませんので、今の御提案も少し検討したいと思っています。

嶋委員長 木田議員、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

その他として、麻生委員からお願いします。

麻生委員 この際なので大分市の地域交通について、路線バスが休止という報道があって、私もその関係地域が地元なので、説明会等に行ってきました。そのとき感じたのが、県で圏域ごとに地域公共交通計画や地域公共交通利便増進実施計画をつくっています。これはかなりの予

算を投下してつくり上げたのですが、結果として機能しなかったことが非常に残念です。そういった意味で再度これをしっかり検証すると同時に、もう一つ気付いたのはバス路線維持の補助金申請とか、事業者から運輸局への補助金申請年度とかが、4月1日からではなく10月1日から1年間と少しずれていることで、行政のヒアリングや計画実施とタイムラグがあるといった問題も明らかになってきたわけで、やっぱりいろんな課題がある。

同時にそのバス路線は、廃止されて初めて代替バスやふれあい交通を申請して、代替機能を出すということですがけれども、そういった三つを組み合わせても補助金を使えるような財政的な仕組み、財源を持ってやらないと、現実問題としては地域の公共交通は維持できないことが明らかになっています。

地域の方からすると、大型のバスに結構乗っている時間、毎日10人ぐらい乗っている時間があるにもかかわらず、大分市内まで完全廃止だと。そうすると今回、大分市内まで廃止されるけれども、代替交通は別府から来る路線があるので、例えば八幡や柞原路線、机張原路線については西大分までしか来れないと。重なった路線は行けないとのことで、非常に課題があるということ。さらには過疎地域、人口が少ない地域については、ふれあい交通的のような前日に申し込んでやる方法もなくはない。こういったものを三つ組み合わせるといいのではないか。そういった体制に、国の補助制度が時代に即していないことが明らかになってきているので、これは是非来年度の国への政策提言並びに要望活動、あるいは箇所付け等で大いに地方から声を上げてほしい。そのことを強く求めておきたいと思っています。

田原地域交通・物流対策室長 麻生委員、御提言ありがとうございます。

大分市の路線については、休止の方向で予定されていると先日ニュース等で報じられ、地域で説明会や代替交通の検討をされているということです。今月、大分市の地域公共交通協議会——大分市内の公共交通についての協議会に私

も参加し、この路線廃止や休止については、やはり地域の足に大きな影響を与えるので、確保するようにと申入れました。

どういふ代替交通を大分市でするかを現在検討中で、8月に再度協議会を開催することになっていて、その場でまた議論されることになっています。またその旨、懸念を話したいと思っています。

さきほど県の計画については、基本的には圏域ということで、市と市をまたぐ路線を主に計画の中でうたっていて、それぞれ市内完結の路線については市の計画で立案することになっています。

また補助の件については、どのようなことができるかを検討していくのと、今年度の要望で国の補助制度の充実について、佐藤知事が先日、国交省に行つて要望しました。これからも地域が、どのような補助があれば地域の足を十分に維持確保できるかについて検討した上で、来年度の予算についてどのような要望をしていくか、どのようなことを予算取りしていくかを検討していきたいと思ひます。

嶋委員長 麻生委員、いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

嶋委員長 これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れ様でした。

ここで執行部が入れ替わるので、しばらくお待ちください。

〔企画振興部退室、総務部入室〕

嶋委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として木田議員に出席いただいています。

初めに本日審査いただく案件について、渡辺総務部長から概括的な説明をいただきます。

渡辺総務部長 それでは初めに、私から本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明します。

本日の委員会では、付託案件6件について審

査をお願いしています。このうち、第65号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第1号）は、国の交付金の事業採択を受け必要な経費を計上するものです。（「部長、どうぞ座ってください」と言う者あり）すみません、座つて説明をします。ありがとうございます。

第66号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正については、大分スポーツ公園使用料の改正を行うものです。

第67号議案大分県税条例等の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、法人事業税に係る外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行うものです。

第68号議案大分県税特別措置条例の一部改正については、減収補填制度が適用される場合を規定している総務省令等の一部改正に伴い、県税の課税免除等について、その適用期限の延長等を行うものです。

第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正については、大麻取締法並びに麻薬及び向精神薬取締法の一部改正を受け、本条例により大分市に移譲している保健所関係事務と、それに伴う大分県使用料及び手数料条例について所要の改正を行うものです。

第1号報告大分県税条例等の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律の公布により、本年4月1日から施行される規定があったことから専決処分により改正したものを報告するものです。

また、5月8日から6月5日まで行われた県内所管事務調査についてです。委員の皆様には、総務部関係機関等に対し、大変熱心に調査いただき感謝申し上げます。私どもとしては、いただいた意見を今後の政策にできる限り反映していきたいと思ひています。本日の報告では、所管事務調査を全般的に取りまとめて説明します。

諸般の報告として、新たな行財政改革計画の素案について説明します。

各事項の詳細については、各担当課長からそれぞれ説明させますので、どうぞよろしくお願ひします。

嶋委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、第65号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部関係部分について執行部の説明を求めます。

小野財政課長 それでは、第65号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第1号）の全般的事項と歳入について説明します。議案書は1ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料2ページを御覧ください。

今回補正する事業は、5月21日に採択された国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、全国に先駆けて要介護認定業務のデジタル化等に取り組む経費を計上するものです。

1の補正概要にあるとおり、補正予算案は1億7,181万4千円の増額であり、補正後の累計は6,899億7,981万4千円となります。

次に、歳入について説明します。資料の3ページをお願いします。

今回補正する歳入は、赤で囲っている上から二つ目の国庫支出金、その三つ下の繰入金、さらに二つ下の諸収入となっています。

4ページをお願いします。

まず、第9款国庫支出金第2項国庫補助金1億1,718万円については、全額が今回交付決定を受けた交付金となっています。

5ページをお願いします。

第12款繰入金第2項基金繰入金4,910万4千円は事業の県負担分について、おおい元気創出基金を取り崩して対応するものです。

6ページをお願いします。

第14款諸収入第6項雑入553万円は、この事業の共同実施主体である大分市及び別府市からの負担分となっています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員は、質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原

案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第66号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については関係する土木建築委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

小野財政課長 第66号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について説明します。資料の7ページをお開きください。

大分スポーツ公園の使用料の改正についてです。資料の左上、現状・経緯等を御覧ください。大分スポーツ公園には、陸上競技用のトラック等を備えたフィールドが、ドームの総合競技場と隣接するサブ競技場にそれぞれあります。総合競技場については、平成15年度からトラック等の供用を開始し、個人使用する場合の使用料として1回分のほか、利用促進の観点から11回分の回数券を設定しています。一方でサブ競技場は、総合競技場が国体開催要件を備えること等を目的に整備したもので、個人使用する場合の1回分の使用料は設定していますが、総合競技場ほどの繰り返しの利用は想定しておらず、回数券は設定していませんでした。

こうした中、資料の右上にあるとおり、昨年度実施された財政的援助団体等監査及び臨時監査で、指定管理者である株式会社大宣はサブ競技場の個人使用において、条例に定めのない回数券を平成18年4月から販売し、また県はその事実を把握せず、必要な指導を行っていなかったと指摘を受けました。県では監査後、直ちに指定管理者に指示して、サブ競技場の回数券販売を取り止めています。

資料の左下、個人利用の状況・利用者の声等を御覧ください。

この監査による指摘を受け、個人利用の状況等を改めて確認したところ、利用人数についてはサブ競技場の供用開始当初は総合競技場の方

が多かったものの、総合競技場で開催される行事等による影響もあり、サブ競技場の利用者数が増加しています。また利用者からは、部活動等において総合競技場とサブ競技場を使い分けながら、多数の人が繰り返し利用している状況を伺っています。

こうした利用状況や利用者の声を踏まえ、資料の右下、使用料改正案のところにあるように部活動やクラブ活動の利便性向上やスポーツ振興の観点から、サブ競技場においても総合競技場と同様に回数券を設定することとし、加えて利用者のさらなる利便性向上のため、回数券を総合競技場とサブ競技場の両施設で共通して使用できるように改正したいと考えています。

金額は総合競技場と同じく1人11回1,050円で、施行日は公布の日としています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員は、何かありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

なお、本案について土木建築委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第67号議案大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

岩男税務課長 第67号議案大分県税条例等の一部改正について説明します。資料の8ページをお願いします。

1の改正理由にあるとおり、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、大分県税条例等の一部を改正するものです。

2の主な改正内容について説明します。まず、(1)の外形標準課税の適用対象法人の見直し

です。アの減資への対応として、資本金1億円超の大法人を対象とする現行基準を維持した上で、当分の間の措置として前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものについては、外形標準課税の対象とするものです。

次に、イの100%子法人等への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とするものです。

(2)その他にあるとおり、引用条項の改正等に伴い規定の整備を行うこととしています。

3の施行期日については、2(1)アは令和7年4月1日、2(1)イは令和8年4月1日、2(2)については公布の日等としています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員、何かありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第68号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

岩男税務課長 第68号議案大分県税特別措置条例の一部改正について説明します。資料は9ページをお願いします。

1の改正理由にあるとおり、減収補填制度が適用される場合を規定している総務省令の一部改正に伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容について説明します。(1)の適用期限の延長です。過疎地域の持続的発展

の支援に関する特別措置法に規定する市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、同計画で振興すべき業種として規定された設備を取得等した者に対する課税免除について、その取得等の期限を3年延長するものです。

次に、(2)の対象事業の拡充及び適用期限の延長です。地域再生法の規定に基づき本社機能の移転、拡充を行う事業者に対して実施している課税免除等について、適用対象施設に従業員向けの子育て施設等を追加するとともに、課税免除等の適用のために必要となる整備計画の認定期限を2年間延長するものです。

3の施行期日については公布の日とし、適用期限の延長については本年4月1日、(2)の子育て施設等の追加については、改正地域再生法施行の日である本年4月19日に遡及して適用することとしています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員は、何かありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正についてですが、本案については関係する福祉保健生活環境委員会に合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

今井市町村振興課長 第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について説明します。委員会資料の10ページを御覧ください。

この条例は、県の権限に属する事務のうち、権限移譲により市町村が処理することとした事務の範囲等を定めたものです。

今回、大麻取締法並びに麻薬及び向精神薬取締法の一部が改正されたことを受け、この条例の別表第2に規定する大分市に移譲している保健所関係事務と、それに伴う大分県使用料及び手数料条例について所要の改正を行うものです。

法改正の概要ですが、資料真ん中にあるとおり、国際的にてんかん等に対する大麻の医療上の有用性が認められ、医薬品としても承認されていることを受け、右の表のとおり、これまで大麻取締法で規制されていた大麻を麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬として位置付け、しっかりとした管理体制の下、医薬品としての使用を可能とする法改正が行われました。一方で、旧大麻取締法については、大麻草の栽培の規制に関する法律へと改正され、大麻草の栽培については、引き続きこの法律の中で規制がなされることとなります。

次に、条例改正の内容についてです。①条例の別表第2に規定している大麻取締法に基づく事務について、法律名が大麻草の栽培の規制に関する法律に変わったので、その法律名の変更と法律から引用している条文の条項ずれがあったので、それに対応した規定の整備を行います。

②使用料及び手数料条例については、上の表にあるとおり、大麻草栽培に係る免許区分が改正されたことに伴い、関係事務の手数料の名称を変更するものです。なお、事務の内容や手数料の金額、麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務については変更はありません。

施行期日は改正法の施行の日としており、令和6年9月頃となる見込みです。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員は、何かありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないので、質疑はこれで終了しますが、合い議結果が届いていないので、本案の採決は保留し、後ほど行いたいと思います。

次に、第1号報告大分県税条例等の一部改正

について、執行部の説明を求めます。

岩男税務課長 第1号報告大分県税条例等の一部改正について報告します。お手元の資料11ページをお願いします。

1の改正理由にあるとおり、地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、本年3月30日に公布されていますが、当該法律中に本年4月1日から施行される規定があったことから、専決処分により当該規定に係る大分県税条例等の一部を改正したので報告するものです。

2の主な改正内容について説明します。(1)不動産取得税に係る税率の特例措置の適用期限の延長について、住宅及び土地に係る不動産取得税の本則4%の税率を3%とする特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで3年延長するものです。

(2)軽油引取税に係る課税免除の特例措置の適用期限の延長については、船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等、特定の事業者の対象用途に係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで3年延長するものです。なお船舶のうち、マリンレジャー等に使われる自家用船舶、いわゆるプレジャーボートについては、今般の地方税法の改正により令和7年4月1日以降は、課税免除の適用対象から除かれることとなっています。

(3)のその他については、引用条項の改正等に伴う規定の整備を行うものです。

3の施行期日については、令和6年4月1日としています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員もよろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないので、これより採決します。

本報告は、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本報告は承認すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 県内所管事務調査について報告します。総務企画委員会資料の12ページをお開きください。

まず、嶋委員長をはじめ委員の皆様には、振興局をはじめとした総務部の地方機関、そして地方機関が振興や対策を進めている現場を調査いただき、ありがとうございました。

振興局では、災害発生時の危機管理に関する対応を、また建て替え中の別府総合庁舎では維持管理などについて、御意見をいただきました。

県税事務所では、税務職員の人材育成やキャッシュレス納税について、また公文書館では、公文書等のデジタル化の進捗状況など、さらに芸術文化短期大学では、学生募集や情報発信などについて、御意見をいただきました。

いただいた貴重な御意見については、担当課で検討の上、できる限り施策に反映していきたいと考えています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員は、質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。①の説明をお願いします。

山本行政企画課長 私から、新たな大分県行財政改革計画の素案について説明します。お手元に別冊として紙資料でお配りしているA4横の右上に素案、中央に大分県行財政改革推進計画2024と書かれた資料により説明します。

まず計画名ですが、新たな計画は現行計画の取組の継続に加え、DXの推進による加速・強化といった取組が多くあることから、大分県行財政改革推進計画に2024を付けたものを予

定しており、副題としてデジタルの力を活用した社会変革の実現に向けてとして、大きな狙いを掲げています。

1 ページをお開きください。

目次となります。構成は、第1章が新たな行財政改革の基本的な考え方と計画期間、第2章が五つの大項目での具体的な取組を記載しています。3 ページには、これまでの行財政改革の取組と成果として、累次の行革計画に基づく取組と成果について記載しています。

4 ページをお開きください。

このページでは、行革の前提となる今後見込まれる社会の変化として、官民双方の担い手不足や社会保障関係費の増加といった、少子高齢化や人口減少に伴う構造的な課題について、5 ページの前段にかけて整理しています。5 ページの②では、国のデジタル行財政改革の取組といった、デジタルや先端技術の進展への対応について記載しています。そこで、その右側ですが、新たな計画では現在策定中の新たな長期総合計画を支える行財政基盤を構築するとともに、社会変革の実現に向けた、主にDXの取組などを加速させていくこととしており、下段にあるとおり、計画期間は本年度から2028年度までの5年間としています。7 ページ以降は五つの大項目ごとに具体的な取組についてまとめています。

8 ページをお開きください。

素案の基本的な構成についてですが、左側に現状と課題、右側にそれに対応した主な取組を記載し、右下にその取組の目標指標をまとめています。目標値は計画期間の2028年度末での達成を目指すもので、取組の効果を測るため、できる限りアウトカム指標での設定としています。

基本的な構成はこのようになりますが、9 ページからの公共性の高い分野等のDX推進など幅広い分野に関わる取組については、現状と課題や主な取組が複数ページに渡る項目もあります。

それでは、具体的な取組の内容に戻りますけれども、これまでに本年度初委員会や今回の定

例会前の会派別説明会で素案概要を説明したので、ここでは簡潔に説明します。

まず、8 ページから16 ページまでが大項目1になります。県民目線に立ったデジタル社会の実現の具体的取組となっています。

限られた人的資源で県民サービスを維持・向上していくために、デジタルの力を最大限に活用していくことが求められており、8 ページ右側の主な取組に記載のデジタル行革による行政の様々な業務の効率化はもちろん、9 ページ以降、主に11 ページから12 ページに記載している福祉保健や防災、農林、土木建築、教育など公共性の高い分野におけるDXの推進にも取り組んでいきます。このほかにも14 ページに記載しているように、DX人材の確保・育成などにも取り組んでいきます。

17 ページからが大項目の2 連携・協働による公共サービス等の維持・向上の取組となります。18 ページをお開きください。

18 ページが水道、19 ページが下水道となりますが、市町村に共通する上下水道の事業については、システムの共同利用などによる広域化・共同化や浄水技術の伝承等を支援していきます。

21 ページをお開きください。

多様な主体との連携・協働については、NPOをはじめ県内大学や企業等との協働をこれまで以上に進めるとともに、ネットワーク・コミュニティの活動支援や地域を支える人材の確保などに取り組んでいきます。

23 ページから大項目3 社会資本・公共施設の老朽化への対応となります。24 ページをお開きください。

今後の社会資本・公共施設の維持管理や公共施設の利活用については、計画的な更新等により施設の長寿命化・予防保全の推進を図るとともに、25 ページに記載しているとおり、総量の多い市町村のインフラについて、維持管理業務の支援を進めていきます。加えて26 ページに記載の県有建築物の有効活用・民間活力の活用として、将来にわたる県民ニーズを踏まえた施設総量の縮小・最適化等を進めるとともに、

公共施設の新規整備や施設の管理運営には民間のノウハウを積極的に活用することとしています。

27ページからが大項目4 社会保障関係費の増加への対応となります。28ページをお開きください。

今後見込まれる社会保障費の増加に対応するため、データヘルスの推進や29ページに記載の健康寿命の延伸などを通じて、医療費適正化と地域医療構想の更なる推進に取り組みます。

31ページをお開きください。

高齢者がいきいきと働き続けることができる生涯現役社会の実現を目指すため、介護予防・自立支援と高齢者の活躍推進として、介護予防活動の展開や32ページに記載の自立支援・重度化防止に取り組んでいきます。加えて33ページでは、意欲のある高齢者の就労促進・社会参加等について進めていくことにしています。

34ページからが最後の大項目5 職員人材の確保・育成と働き方改革の推進、安定的な財政基盤の確保となります。

35ページをお開きください。

職員人材の確保・育成では、試験制度の見直しなどにより戦略的な人材確保に努めるとともに、36ページに記載のとおり、若手職員や女性職員がさらに活躍できる人材育成を進めていきます。あわせて、37ページの働き方改革の推進では、多様で柔軟な働き方ができるよう環境整備を進めるとともに、長時間労働の是正も図っていきます。

最後に38ページですが、安定的な財政基盤を構築するため歳入確保に努めるとともに、財政調整用基金残高330億円の確保と県債残高6,500億円以下の維持等により、引き続き健全財政を堅持していきます。

素案の説明は以上となります。今後パブリックコメントや民間有識者等で構成する行財政改革推進委員会での議論を踏まえ最終案の取りまとめを行い、次回の第3回定例会に議案を上程したいと考えています。よろしくお願ひします。

嶋委員長 ただいまの報告について、まず委員の皆様から質疑などはありませんか。

守永委員 流れとして大体のことは、これまでも説明を受けたので分かりますけれども、特にその中でデジタル活用というのが、いろんな業務に関わってきています。県内所管事務調査でもデジタル化とか、そういったものの応用が叫ばれてきているんですけども、中堅職員以上にこのデジタル活用の部分がどれほどなじんできているのか、様子が分かれば教えていただきたいと思います。悩んだときにすぐに問合せができるような職員が周りにいるとか、どういう形で問合せをするとかのシステムを含めて、あるのかどうか。

山本行政企画課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、DXを進めるためには職員個人個人のDXに関わる能力が必要となってくるので、昨年度からDX人材の育成ということで、各所属に1人ほど若手職員を中心にDX推進リーダーを置き、その職員が所属の業務の効率化といったことに取り組むリーダー役として、研修を受けた上でデジタル化の取組を進めることにしています。

また中堅職員以上、特に私どもぐらいの世代かもしれませんが、DXについて、デジタルの力のところでですけども、階層別研修においてDXの研修を管理職も含む全階層で実施する取組も進めており、職員のDXに係る能力の向上は全庁を挙げて取り組んでいる状況です。

守永委員 ありがとうございます。

実際問題としてDXというか、スマホそのものを扱うときも、私もスマホを扱いきれずにアカウントを入力しろと言われて、アカウントとは何かと言っていた頃からは少しは進んでいるのですが、言葉一つがなかなか意味が分からなくて、それをそのまま進めていいのかも分からないという単純なところで迷ったりするケースもあります。いち早く全職員をその研修できちんと網羅していくことが大事だと思うけれども、全職員がその研修を受け終えるのはどのくらいになるのでしょうか。

逆にそういった部分で悩んで、仕事にあたって今までであれば何でもない判断が、なかなかできないといった事例が出てくるのではないかと

と心配しているんですけども。

木口電子自治体推進課長 研修体系については、最近こういったDX関係の研修を徐々に充実させていて、昔の職員研修所、今は自治人材育成センターですが、こちらとも今ちょうど研修体系の見直しを図っていこうと話を進めています。

今回の行革の中では、今後の人口減少社会で職員の確保は当然難しくなっていくので、なるべくこういったICTツールを職場の中に業務改善のたびに入れていこうとする取組をやっていきます。例えば管理職でしたら、その個別のシステムについて詳しく知る必要はなくて、むしろどんなシステムが今あって、何に使えるとか、部下に利用について指示を出す。担当者は当然それを踏まえて、個別のスキルを一つのツールごとに積み上げていく研修体系に今見直す方向で検討を進めています。近々そういった観点から、全ての職員が行う網羅的な研修については、最低限の基礎的なDX関係の研修を受講できるように考えています。

山本行政企画課長 補足になりますけれども、今、電子自治体推進課長が説明したとおり実際に職場でDXの困り事があれば、電子自治体推進課が相談窓口として相談に乗っている状況もあります。行政企画課でも電子自治体推進課に相談してDXを進めるといった取組もありますので、そういったことで相談窓口として電子自治体推進課も機能している状況です。

守永委員 分からないことを若い人や他人に、なかなか恥ずかしくて聞けないということ、聞くこと自体もどう聞いていいか分からないこともあると思うので、職場の中でこういう失敗をした、こういうことが分からなかったという、うっかりしたことを発表し合う場をつくるとか、とにかくそういったミスを防ぐためにも、こういうことを自分は知らないんだと、知らないことをどんどん言えるような環境をつくるのがいいのではないかと思っているの、いろいろと工夫して一人一人が悩まずにすむように対応していただきたいと思います。

三浦人事課長 一つ補足なんですけれども、さきほどから自治人材育成センターでの研修の話

が出ています。自治人材育成センターでは、大体年間70ぐらいの講座を開設していますが、そのうちの12講座についてDX関連の研修を盛り込んで、職員に様々なスキルアップを図っていく取組をしています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

麻生委員 今回の行革は、デジタルの力を活用した社会変革と掲げているけれども、さきほど例えばレゾナックドームの使用料について、実は大分トリニータは免除し続けていると。公平性とか、いろんなことを考えたときにDXを活用して情報開示をするとか、あるいは県民の皆さんと情報共有をするのが行革の原点というか、そこに通ずるのではないかなと思っています。

さきほどの免除措置で、これまで一体総額にしたらいくらになるのか。今年、パリでオリンピックが開催されるけれども、個人利用の場合、オリンピックが使うときには免除するとか、あるいはキャンプ誘致のためには免除するとか、いろんなことが起こってくると。そういったものに対して、より多くの県民に情報共有、開示されれば、それに対する意見が出てくると思います。ある意味で今回2024の行革の基本的な考え方の中に情報開示や公表、そして県民との情報共有といった視点を入れていただければと、そこが重要なポイントではないかなと思っていますので、そのことは意見として申し上げておきます。

山本行政企画課長 ありがとうございます。

資料の15ページですが、今回の行革の取組にオープンデータの環境整備と利活用促進を掲げています。そこにも、広く県のデータが使われるデータ環境の整備等を進めていきたいと思っており、九州各県の比較等も提示しています。今、麻生委員がおっしゃったような視点も含めて、今後は環境整備を進めていきたいと思えます。

佐藤委員 基本的なことをお伺いします。

私などは行財政改革と聞くと、これまでずっとやってきたように、ここでも出ていますが職員定数の削減や人件費の抑制、いろんな統合や部署の見直し、そういったものでお金をつくる

ことが大前提だったと思うんです。

今回、ここを出てくる中で最終的に金額が出てきているのは、さきほども説明いただきましたけど、最後のところで基金残高330億円、そして県債残高6,500億円以下という、この二つをずっと聞いているんですよ。今、こういう形で本当に厳しくどうこうと、表には余り出てきていないのだと思うんですけれども、大分県の財政、それから行政が流れていく中で、この辺の視点はこの二つを守れば大丈夫なんじゃないでしょうか。

山本行政企画課長 ありがとうございます。

資料の3ページですが、県のこれまでの行革計画がそこに示されていて、これまで平成16年から累次の行財政改革計画を策定して行革を進めています。今は常在行革ということで、日々、行革の考え方を持った上で業務を推進して取り組んでいます。具体的には行財政改革プランから4本目の大分県行財政改革アクションプラン、ここまでが分かりやすく言えば削る行革で、かなりそぎ落としてやってきたところです。

また時代の背景もあり、健全財政が堅持できているという状況、正しく人口減少社会という中で、現行の行財政改革推進計画からは、行政の質の向上、それを限られた人的資源の中でどうやって取り組んでいくかという2040年問題を見据えて、行革にどう取り組んでいくかの視点になっています。ただし、厳しい財政状況は変わらないので、大きな目標として財政調整基金残高と県債残高を見据えた上で、日々行革に取り組んでいく姿勢で今、この行革のプランがあります。

佐藤委員 ありがとうございます。

そうですね。流れとしてはそういう形だと思うし、いろいろ削減してきた。もちろん人件費とか定数とかを切ってほしいとは思っていませんし、できるならどんどん上げてほしいし、どんどん増やしてほしいという思いはあるんですけれども、組織の見直しやこれまで培ってきたことを今後ともそこは重々担った上で続けていって、大分県をしっかり支えていただきたいと

思います。

岡野委員 10ページの県民目線に立ったデジタル社会の実現の中で、教育分野のところですよ。行革の中で、ちょっと今聞いていいのかわかりませんが、学校間連携方式による遠隔授業だったり、配信センター方式の導入だったり、これはすごく目玉だと思っています。これによってどれくらいの教員が、削るということではなくて、ちゃんと配置せずに、浮いた分をきちんとどういったところにあてがっていきながら教育の質の向上を担保するのかという、全体の計画や見直しなどは、どういう形で決められていくのか。

これは今、導入段階ですけども、やっぱりこれによって地域間格差がどんどんなくなって、子どもたちの教育が豊かになるためだと思うので、それによる効果とか、全体の人数とかは、どういう形で今後決められていくのかを教えてくださいたいと思います。

山本行政企画課長 ありがとうございます。

今までの行革プランの中で教育分野は余り出てきていなかったんですけども、今回新たに準公共分野ということで、教育委員会も是非教員の働き方改革等を含めて、定期的にやりたいということで出てきた項目です。

すみません、具体的な進捗管理については教育委員会になるかと思うんですけども、実際に行革のプランで上げたものなので、この取組の成果については毎年、行革の効果ということで進捗管理は図っていきたいと思っています。また本日、岡野委員がおっしゃった内容についても教育委員会に伝えて、適切な進捗管理を図っていきたいと考えています。（「お願いします」と言う者あり）

阿部副委員長 18ページですね。市町村連携等による広域課題の解決と効率化のところ、今、人口がどんどん減って戸数も減っていますよね。そこで、やっぱり一番大変なのが生活インフラ、これをどう守っていくかです。

杵築市を例にすると、水道の浄水場が非常に老朽化して、建替時期に来ていたんですね。建替計画を立てて、予算も付けようとしたんです

けど、なかなか四十数億円かかる予算でした。ところがそれを水道料金に反映させると、ものすごく一戸一戸の水道料金が高くなるので、それは断念して今あるものを改修し、四十数億円の予算を十四、五億円の改修予算で今改修中です。ただ、これがいつまでもつのかなど、ここに水道事業の広域化があるんですけど、ここら辺を是非進めていただいて、それぞれの単独の市町村負担を軽減していくと。

今、杵築市は、ごみ処理と火葬を別府市、日出町、杵築市の広域でやっていますね。あと、消防は日出町と広域でやっています。ですから上下水道、下水道の場合は杵築市はやめて今あるものだけにして、これ以上広げず合併槽を進めるようにしている。下水道にかけたお金が相当あるんだけど、加入率が50%ぐらいしかないんですよ。ですから、下水道の場合は非常に赤字です。これ以上広げず今あるのを守っていただけなんですけど、上水道ですよ。これをどうやっていくか、これからの一番大きな問題になると思うので、この広域化の取組をもう少し詳しく教えてください。

今井市町村振興課長 水道の広域化について担当しているので、お答えします。

水道広域化推進プランを令和5年3月に策定して、広域化を進めているところです。ただ、大分県は平成の大合併の際に市町村合併が他の県より進んでいて、その流れも受けて市町村単位では水道事業の広域化が進んでいます。それと市町村を越えた広域化では、山が多かったり、地形の関係があったりで、なかなか進まないのが現状です。

今は県内を5ブロックに分けて、杵築市でいうと北部ブロックになりますが、ブロックごとに何か共通できることがないかとやっていて、例えば消毒液の消毒に使う資材の共同発注や監視するシステム、共同で遠隔監視するような仕組みをつくるか、今できることからやっというように進めています。なかなか一足飛びに広域化するのは難しいので、地道に少しずつ、一歩ずつ広域化できるようにやっていきたいと考えています。

阿部副委員長 今システムとか、そういうのを広域でやって管理をするという話でしたが、やはり一番はハードの部分、これを広域化して取水であるとか、管の管理であるとか、これから市町村はかなり負担になってくると思うんですね。ですから、一番いいのは日出町の水を僕はもらいたい。こういった形で広域化できれば杵築市が苦しなくて済むかなど。管の管理等も広域で進めていければ。やはりこれは県がこれから将来的に指導していくようになるのではないかと思うので、是非よろしくお願いします。

今井市町村振興課長 ありがとうございます。

水道の広域化は、おっしゃるとおりハード面の統一とか、いろんな課題があります。また、水道料金も各市町村によって違ったりして、その統一という問題もあるので、一足飛びにはいかないんですけども、今せつかく5ブロックで協議する仕組みができていますので、県としてもその辺をしっかりと市町村に示しながら、広域化に向けて頑張っていきたいと思います。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 木田議員は、何かありませんか。

木田委員外議員 ありがとうございます。

行革についてですが、旧プランから引き継がれたものと、そうでないものと、いろいろあると思うんですね。38ページの安定的な財政基盤の確保のところを見ると、歳入のところでは県民税や住民税の徴収率向上、これは引き継いで明記されていますが、歳出の方で前回あって今回ない、細かく記載されていないことも見て思ったところです。

主な取組の一番上の黒ポツ、財政調整用基金残高の確保の中で、1行目に右の方から、不断の行財政改革の取組徹底と書いてあって、これはどこまで、明確には記載されていませんけれども、前回から引き継いでいるものがあるのかどうか。いや、財政危機は脱したのだからリセットされたので、あとは個別の事務事業で判断するものだという考え方なのか、そこをお尋ねしたい。

前回あったのは、中核市との役割分担の見直

しとか、法令に定めのない扶助費の見直しといったことで、かなり歳出の見直しが実行されてきていますが、その辺が今回明記をされていませんので、どうなっているか教えてください。

山本行政企画課長 特に補助金の関係、そういったところの見直しのことだと思いますが、まず中核市である大分市に限った補助金等の見直しについては、最初の行革プランの中で明示をして、その後の中期行財政運営ビジョンや高度化指針、アクションプランでは、具体的に団体名や事業名は明示しませんでした。必要性とか、そういったことを見極めて見直しを行っていくことで記載したところです。

現行計画から、そういったことは特段明示しませんが、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド、個別の事務事業の見直しで、その必要性などを検証しながら、その補助事業や事業の在り方を見直していく取組を進めています。行革の取組の中で、これまでも何回か答弁等をしたのですが、職員の行革実践力も高まってきて、これからもスクラップ・アンド・ビルドなど、事務事業の見直しの中でそういったことを進めていきたいと考えています。

木田委員外議員 分かりました。ありがとうございます。

かつて私も何回か、大分市選出議員からこのことについては質問があったと思いますが、行革当初の平成16年当時から見れば、1兆円近くあった県債の実質残高も6千億円前半ということですが、基本方針から今回記載が抜けたと、なくなったことは若干安心しています。あとは個別の事務事業で判断しているということですから、その辺はまた、これからもよろしくお話ししたいと思います。

嶋委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

それでは、さきほど採決を保留した第69号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、これより採決します。

なお、本案について合い議をしていました福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別がないので、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れ様でした。委員の皆様は、この後、協議を行うので、このままお待ちください。

〔委員外議員、総務部退室〕

嶋委員長 それでは、協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

次に、県外所管事務調査についてです。調査行程などを事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

嶋委員長 何か御意見はありませんか。

〔委員協議〕

嶋委員長 それでは、この行程で決定します。今後、変更の必要が生じた場合は、委員長に御一任をお願いします。

欠席や別行動となる場合は、事務局に御連絡ください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別がないので、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。